契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	事業 担当	契約の相手方	契約金額 (円)税込	契約日	随意契約理由	<u>随意契約理由</u> <u>(随意契約理由番号)</u>	WTO
1	救急救命処置用訓練人形一式 買入	27:医療用機器	消防局	(株) アダチ	1,976,400	平成27年10月7日	契約の性質または 目的による場合	G30	
2	二連式加湿酸素流量計一式 買入	27:医療用機器	消防局	日本船舶薬品(株)	2,203,200	平成27年11月12日	契約の性質または 目的による場合	G30	
3	ゲルマニウム半導体検出器 買入	28:理化学機器		セイコー・イージーアンド ジー(株)	5,130,000	平成27年11月13日	契約の性質または 目的による場合	G30	
4	はしご車分解整備(2)	37:自動車修理	消防局	(株) モリタテクノス	19,872,000	平成27年11月25日	契約の性質または 目的による場合	G31	
5	電動式吸引器一式 買入	27:医療用機器	消防局	(株) アダチ	2,229,120	平成27年11月26日	契約の性質または 目的による場合	G30	
6	手動引金式人工呼吸器一式 買入	27:医療用機器	消防局	(株) アダチ	5,676,480	平成27年11月26日	契約の性質または 目的による場合	G30	
7	走查型電子顕微鏡 修繕	28:理化学機器	水道局	日本電子(株)	2,538,000	平成27年12月21日	契約の性質または 目的による場合	G31	
8	免税軽油(港湾局)第4四半期 買入(単価契約)	33:石油類	港湾局	港石油(株)	70,200	平成27年12月25日	契約の性質または 目的による場合	G30	

- 1 案件名称 救急救命処置用訓練人形買入
- 2 契約の相手方㈱アダチ

3 随意契約理由

今回購入する物品は、救急隊が実施する主に心肺停止傷病者に対する現場活動を想定した各種救急救命処置訓練について、実際の活動における傷病者の各バイタルサインの変化と同様の様々な表現が、人形操作者の任意で随時設定変更が可能である訓練用人形であり、適合する製品は本製品のみであるため選定する。

当該製品は、販売元はレールダルメディカルジャパン(株)である。上記業者はレールダルメディカルジャパン(株)が取り扱う製品の大阪府下における唯一の販売代理店である。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課(救急指導) (電話番号 06-4393-6628)

- 1 案件名称
 - 二連式加湿酸素流量計一式 買入
- 2 契約の相手方日本船舶薬品㈱ 大阪営業所
- 3 随意契約理由

当該製品は、救急車内に設置し、ボンベ内の酸素を加湿しながら傷病者に酸素投与を 行う際に使用するものである。

救急車内に設置する加湿酸素流量計は以下の性能を有する必要がある。

- ・薬事法により医療用具として承認を受けていること。
- ・フローメーター(酸素流量計)及び加湿瓶等が堅牢なケースに内蔵しており、ヘルメット等が衝突し衝撃を受けても損傷しにくい構造であること。
- ・同時に2名の傷病者に酸素投与する必要があることから二連式であること。
- ・呼吸様式の多様な患者に対応するため酸素流量は毎分 150以上の投与ができ、かつ 10年の設定が可能であること。
- ・ 救急車内のボンベ収納場所から加湿酸素流量計を設置する場所まで配管により接続 する構造であること。
- ・人工呼吸器など酸素を必要とする資器材を使用する場合においても使用できるよう にジュンロン型のワンタッチ式接続口が2個あること。

当該製品は㈱三幸製作所製であり、当該製品の販売及び修理・点検その他一切の業務を負う発売元は新鋭工業㈱であり、新鋭工業㈱が販売する当該製品及びその周辺機器の日本における販売、修理・点検その他一切の業務を代行する代理店は上記業者である。よって上記業者を選定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課 (電話番号 06-4393-6628)

- 1 案件名称 ゲルマニウム半導体検出器 買入
- 2 契約相手方 セイコー・イージーアンドジー株式会社
- 3 随意契約理由

本機器は、残留放射能検出装置の検出部分に使用するものである。

残留放射能検出装置は食品衛生法に基づく食品中の残留 放射能検査および焼却施設の飛灰中の残留放射能検査のた めに使用し、清涼飲料水等に含まれる放射性セシウムおよび 放射性ヨウ素を高感度に測定する精密機器であり、その品質 の保証は必須である。また、本装置の検出部分に適合する機 器は、当該機器のみである。

品質・安全性が保証された純正部品の入手や販売および保守サービス・整備・修理・移転・増設等作業はセイコー・イージーアンドジー株式会社でしか取扱いできないことから、当該機器の購入については、セイコー・イージーアンドジー株式会社との随意契約により買入を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局環境科学研究所 管理課 (電話番号 06-6771-8333)

1 案件名称

はしご車分解整備(2)

2 契約の相手方

㈱モリタテクノス 西日本営業部

3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的として道路運送車両法及び消防関係法令に基づき設計製作され、人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車は㈱モリタ製であり、ぎ装全般について独自の技術で設計製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分が多くあり、点検整備には高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

上記㈱モリタテクノスは製作会社からはしご車点検整備業務を移管された唯一の会社であり、当該業務は㈱モリタテクノス以外では履行不可能である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課(機械器具開発) (電話番号 06-4393-6191)

- 1 案件名称 電動式吸引器一式 買入
- 2 契約の相手方㈱アダチ

3 随意契約理由

電動式吸引器は、傷病者の口腔及び鼻腔内を適切に吸引することで、気道を確保するための救急資器材であり、当局が必要とする能力を有する製品のうち、当該製品のみが救急活動中のバッテリー容量低下に対して、その場で即時にバッテリーを交換することが可能である。

当該製品はレールダルメディカル AS 社製であり、上記業者は大阪府下における唯一の販売代理店である。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課 (電話番号 06-4393-6628)

- 1 案件名称 手動引金式人工呼吸器一式 買入
- 2 契約の相手方㈱アダチ

3 随意契約理由

手動引金式人工呼吸器は、呼吸停止の傷病者に対して効果的な人工呼吸を行うことができ、また自発呼吸のある傷病者に対しては傷病者の呼吸に同期して高濃度酸素投与が行えるなど、呼吸管理の際に使用する救命資器材であり、類似製品と以下 5 点について比較検討した。

- ・ 人工呼吸を自動式に切り替えられること。
- ・ 酸素駆動式で電源を必要としないこと。
- ・ 使用中における気道内圧の上限が 40cmH2O であること。
- ・ 自発呼吸発現時の微弱な呼吸でも作動すること。
- ・ MRI 対応型であること。

上記すべてを満たすものはスミスメディカル・ジャパン株式会社製のニューパック VR1 のみであり、傷病者の救命に最も効果的であると考えられるため、本製品を選 定する。

また、㈱アダチはスミスメディカル・ジャパン(㈱が取り扱う全製品の唯一の販売代理店である。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課(救急) (電話番号 06-4393-6628)

- 1 案件名称 走查型電子顕微鏡 修繕
- 2 契約の相手方日本電子(株)

3 随意契約理由

本契約は、走査型電子顕微鏡(日本電子(株)製)の修繕を行い、機能回復を図るものです。

本装置は水道水質検査等に使う極めて高い精度が要求される装置であり、本装置専用に成型及び加工され、一般に販売されていない精密部品を使用し、本装置特有の技術仕様に基づいて製造されたものです。

本修繕では、一般に販売されていない専用の精密部品の調達及び本装置特有の技術仕様に関する知識が必要不可欠です。

なお、上記業者は本装置の製造会社であるため、これらの条件を満たすことのできる唯一の業者です。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部水質試験所(電話番号06-6815-2366)

1 案件名称

免税軽油(港湾局)第4四半期買入(単価契約)

2 契約の相手方

港石油株式会社

3 随意契約理由

当局では、渡船を2隻(12.00t・19.54t)ならびに、巡視船を1隻(10.00t)保有しています。 渡船は、木津川の大正区船町地区と住之江区平林地区を結び人と自転車を運ぶものとして運航して おり、給油頻度は月に2回程度です。

巡視船は、大阪港を利用する船舶が港内を安全に航行し、係留できるよう、港を常に良好な状態に維持することを目的としており、港内の上屋・荷さばき地・水域施設・係留施設・外郭施設の状態監視等を行うために運行しており給油頻度は月に5~6回程度です。

渡船及び巡視船ともに、日々稼働しており、渡船は入出港する時刻の合間に、巡視船は巡視業務時間の合間に適宜給油を行う必要があります。

各船への給油方法は、次の5つの方法が考えられます。

- ① 船舶給油施設へ操船して直接給油する
- ② 給油船 (バージ船) による定けい場での給油
- ③ タンクローリ車による陸上からの給油
- ④ ドラム缶で購入・給油
- ⑤ 鶴町基地での給油

②及び③の給油方法については、給油時間の事前調整が必要であることや、1回の給油量が少なく、給油 回数が頻繁であることから給油業者の確保が困難な状態です。また、渡船については、定けい場が自動車等 の通行できる道路と離れているため③の給油方法は対応できません。

④の給油方法については、本件船舶の各定けい場にオイルフェンス等の設備がなく、また、危険物取扱者がいないため給油できません。残る⑤の給油方法については、当局の他担当が所有している給油タンクまで向かい給油する方法であるが、本件船舶の各定けい場から、鶴町基地まで給油に向かうのに時間がかかること及び、当該給油タンク取扱担当との給油時間等の調整が発生し効率的でありません。

以上の理由により、本件船舶の給油方法については、①の方法により行うこととしますが、各定けい場に 近接し、渡船については入出港する時刻の合間に、巡視船については巡視業務時間の合間に適宜給油を行う ことが可能な船舶給油施設を所有する業者は、港石油㈱のみであります。

よって、港石油㈱と特名随意契約を依頼します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局総務部経営監理担当 (調達) 電話番号 06-6615-7716